

# 社会福祉法人制度改革

～ 社会福祉法改正に向けた適切な対応に向けて ～

平成28年12月

# 目 次

第 1 章	社会福祉法人制度改革の趣旨	1
第 2 章	法改正に伴う平成 28 年度中に必要となる作業等	2
	( 1 ) 平成 28 年 4 月 1 日施行に伴う作業等	2
	( 2 ) 平成 29 年 4 月 1 日施行に伴う作業等	4
第 3 章	社会福祉法人制度の改革内容	8
第 1 節	経営組織のガバナンスの強化	8
1	評議員及び評議員会	8
	( 1 ) 評議員の選任及び解任	9
	( 2 ) 評議員の資格等	11
	( 3 ) 評議員の員数	14
	( 4 ) 評議員の任期	14
	( 5 ) 評議員に欠員が生じた場合の措置	15
	( 6 ) 評議員会の権限	15
	( 7 ) 評議員会の運営	15
2	理 事	22
	( 1 ) 理事の選任及び解任	22
	( 2 ) 理事の資格等	22
	( 3 ) 理事の任期	24
	( 4 ) 理事に欠員が生じた場合の措置	24
	( 5 ) 理事の権限等	24
	( 6 ) 理事の義務等	26
3	監 事	27
	( 1 ) 監事の選任及び解任	27
	( 2 ) 監事の資格等	27
	( 3 ) 監事の任期	28
	( 4 ) 監事に欠員が生じた場合の措置	28
	( 5 ) 監事の職務及び権限等	29
4	理事会	31
	( 1 ) 理事会の権限等	31
	( 2 ) 理事会の運営	32
	( 3 ) 内部管理体制の整備	36

5	会計監査人	38
(1)	会計監査人の選任及び解任	38
(2)	会計監査人の資格	39
(3)	会計監査人の任期	39
(4)	会計監査人に欠員が生じた場合の措置	39
(5)	会計監査人の職務及び権限等	39
(6)	会計監査人の設置義務について	40
(7)	会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用	41
6	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	42
(1)	評議員の報酬	42
(2)	理事の報酬	42
(3)	監事の報酬	42
(4)	会計監査人の報酬	42
7	理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任	43
(1)	社会福祉法人に対する損害賠償責任	43
(2)	第三者に対する損害賠償責任	44
<b>第2節</b>	<b>事業運営の透明性の向上</b>	<b>46</b>
1	定款の備え置き及び閲覧	46
2	会計帳簿	46
(1)	会計帳簿の作成及び保存	46
(2)	会計帳簿の閲覧等の請求	46
3	計算書類等及び財産目録	47
(1)	計算書類等及び財産目録の作成及び保存	47
(2)	計算書類等及び財産目録の監査等	47
(3)	計算書類等及び財産目録の定時評議員会への提出等	48
(4)	会計監査人設置社会福祉法人の特則	48
(5)	計算書類等及び財産目録の備置き及び閲覧等	49
4	所轄庁への届出	49
5	公表	49
<b>第3節</b>	<b>財務規律の強化</b>	<b>51</b>
1	理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準の作成、公表	51
2	理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表	52
3	役員等への特別な利益供与の禁止	52
4	社会福祉充実残高の明確化	53
(1)	社会福祉充実計画の策定の流れ	54
(2)	控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定	54

5	社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画策定の義務づけ	
(1)	社会福祉充実計画原案の策定	57
(2)	社会福祉充実計画原案に係る公認会計士等への意見聴取	59
(3)	社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取	59
(4)	社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認	60
(5)	社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請	60
(6)	社会福祉充実計画に基づく事業実施	60
(7)	社会福祉充実計画の変更	60
(8)	社会福祉充実計画の終了	61
(9)	公表・保存	62
<b>第4節</b>	<b>地域における公益的な取組を実施する責務</b>	<b>63</b>
(1)	地域における公益的な取組の要件	63
(2)	「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の関係	65
(3)	定款上の取扱い	65
<b>第5節</b>	<b>行政の関与の在り方</b>	<b>66</b>
1	指導監督機能の強化	66
(1)	立ち入り検査等に関する規定の整備	66
(2)	勧告・公表に関する規定の整備	66
(3)	措置命令・業務停止命令・役員解職勧告・解散命令	66
(4)	公益事業・収益事業の停止	67
(5)	所轄庁の知事への協力依頼	67
(6)	知事等の所轄庁に対する意見等	67
2	国所轄法人の都道府県への移管等	68
3	国、都道府県の支援	68
<b>第4章</b>	<b>参 考</b>	<b>69</b>

**【凡例】**

改正法：改正社会福祉法

改正政令：改正社会福祉法施行令

改正省令：改正社会福祉法施行規則

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

## 第1章 社会福祉法人制度改革の趣旨

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっています。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていませんでした。

他方、平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられています。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を行い、社会の要請にしっかりと応えていくとともに、こういった姿を国民に対して法人自らが示していく枠組みが必要となり、平成26年8月から14回にわたり社会保障審議会福祉部会において具体的な検討が行われ、平成27年2月に報告書が出されました。

その内容を反映させた社会福祉法人制度を大きく改革する法案が平成27年4月3日に閣議決定後、国会に提出され、平成28年3月31日に成立し、公布されました。

改正法は平成29年4月1日から施行されます。ただし、一部の条文は公布の日又は平成28年4月1日から施行されます。

### 社会福祉法人制度改革の内容

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理）
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ・ 内部保留の明確化と福祉サービスへの再投下
- ・ 行政の関与の在り方

## 第2章 法改正に伴う平成28年度中に必要となる作業等

既存の社会福祉法人では、法改正に伴い、平成28年度中に以下の作業等が必要になります。

### (1) 平成28年4月1日施行に伴う作業等

#### 法改正（平成28年4月1日施行）のポイント

##### 事業運営の透明性の向上

閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

財務諸表、現況報告書（ ） 定款の公表に係る規定の整備

	改定前	改定後
備置き・ 閲覧	事業報告書、 財産目録、 貸借対照表、 収支計算書、 監事意見書	事業報告書、 財産目録、 貸借対照表、 収支計算書、 監事意見書、 <u>現況報告書、 定款</u>
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け 貸借対照表、 収支計算書、 現況報告書	貸借対照表、 収支計算書、 現況報告書、 <u>定款</u>

役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

##### 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理の確保）

役員等関係者への特別の利益供与を禁止

会計基準の省令への位置付け

##### 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定  
利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

##### 行政の関与の在り方

所轄庁の変更（国 都道府県、都道府県 指定都市）

都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 等

## ア 定款、計算書類等の備付け及び公表

- ・ 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧を拒むことはできません。  
(改正法第59条の2第1項)

事業報告書、 財産目録、 貸借対照表、 収支計算書、  
監事意見書、 現況報告書、 定款

下線の書類が今回の改正で追加されました。

- ・ 社会福祉法人は、次の書類について、定款の認可・届出をしたとき、または所轄庁への届出を行ったときは、遅滞なく、インターネットの利用により公表する必要があります。(改正法第59条の2第2項、改正省令第10条第1項)

貸借対照表、 収支計算書、  
現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。)  
定款

## イ 地域における公益的な取組

- ・ 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するよう努めなければなりません。(改正法第24条第2項)
- ・ 社会福祉法人については、税制優遇措置が講じられている公益性の高い非営利法人として社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められています。このため、それぞれの法人において、地域における公益的な取組を具体的に行っていくことが求められます。

## ウ 定款の変更

- ・ 所轄庁が変更になった法人は、速やかに定款変更の手続きを行う必要があります。

### 所轄庁が変更となる社会福祉法人

2以上の都道府県で事業を行う法人

国所管 主たる事務所を置く都道府県所管に変更

全国的に事業を行うことを目的とする法人その他省令で定める法人を除く

## (2) 平成29年4月1日施行に伴う作業等

### ア 定款の変更

- ・ 全ての社会福祉法人が、平成29年4月1日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければなりません。(改正法附則第7条)
- ・ 定款変更に必要な社会福祉法人定款例(これまでの定款準則にあたるもの)が、平成28年11月に国から示されましたので、速やかに定款変更の正式な手続きを進める必要があります。

#### 定款に必ず定めなければならない事項(改正法第31条第1項)

目的

名称

社会福祉事業の種類

事務所の在り地

評議員及評議員会に関する事項

役員(理事・監事)の定数その他役員に関する事項

理事会に関する事項

会計監査人を置く場合には、これに関する事項

資産に関する事項

会計に関する事項

公益事業を行う場合には、その事業

収益事業を行う場合には、その種類

解散に関する事項

定款の変更に関する事項

公告の方法

下線は変更又新たに加えられ事項

### イ 評議員の選任

- ・ 上記アの定款変更後、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款に定めた方法により、新たに評議員を選任する必要があります。(改正法第39条、附則第9条第1項)
- ・ 社会福祉法人定款例では、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会を設定して行うこととされています。

- ・ 改正法に基づく新評議員の任期は、改正法の施行日である平成29年4月1日から始まります。改正法施行前に在任する旧評議員の任期は、平成29年3月31日に満了します。(改正法附則第9条第2項、第3項)
- ・ 評議員の権限がこれまでより強化されることから、その人選には慎重に当たる必要があります。

## ウ 新役員候補の選定

- ・ 改正法施行の際現に在任する役員(理事及び監事)の任期は、平成29年4月1日以降最初に召集される定時評議員会の終結の時までとなります。(改正法附則第14条)
- ・ このため、この定時評議員会において新役員の選任が決議できるよう、新役員候補の選定準備を進めておく必要があります。
- ・ 改正法では、理事や監事の権限や責任が明確化され、これまでよりも責任が大きくなっていますので、社会福祉法人の役員としての業務と責務を理解し、当該法人の運営する事業に深い知識や経験のある人材を選定することが重要です。

### 定時評議員とは

改正法では、「定時評議員会の終結の時」という表現が多く使われています。

「定時評議員会」とは、毎会計年度終了後の一定期間(4月～6月)に召集され、決算等の承認を行うために必ず開催する必要がある評議員会のことをいいます。(改正法第45条の9第1項)

また、「終結の時」をもって、任期満了を迎えた役員が退任し、新役員の任期が始まることとなります。(改正法第45条)

## エ 会計監査人候補の選定

- ・ 一定の事業規模以上で会計監査人を置かなければならない法人は、評議員会の決議を得て会計監査人を選定する必要があります。(改正法第37条)
- ・ 会計監査人を置かなければならないのは、最終会計年度における収益が30億円又は負債が60億円を超える法人とされています。(改正政令第13条)
- ・ このため、該当する社会福祉法人は、平成29年4月1日以降の最初の定時評議員会までに候補となる公認会計士又は監査法人を選定しておかなければなりません。

## オ 社会福祉充実計画の策定準備

- 平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産から負債を控除した額が「事業継続に必要な財産額」を上回るかどうかを算定し、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残高」という。）がある場合には、それを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業を実施しなければなりません。
- また、社会福祉充実計画は、現況報告等の届出と同時に所轄庁に提出し、その承認を受けなければなりません。（改正法第55条の2）
- このため、社会福祉充実残高が見込まれる社会福祉法人は、計画策定の準備を進めておく必要があります。

## （3）改正法施行に向けた作業の流れ

### ア 定款変更、評議員、役員関係

平成 28 年度	<p>12月～ 理事会の開催 ・定款変更 ・評議員選任・解任委員会の設置 等</p> <p>所轄庁へ定款変更申請</p> <p>定款変更の認可</p> <p>評議員選任・解任委員会の開催 ・新評議員の選任</p> <p>3月31日 旧評議員任期満了</p>
平成 29 年度	<p>4月1日 新評議員任期開始、新定款効力開始</p> <p>～6月 監事監査の実施 旧理事会の開催（定時評議員会の2週間前） ・決算、新役員選任、定時評議員会の日時、議案</p> <p>定時評議員会の開催 ・決算、新役員選任</p> <p>新理事会の開催 ・理事長の選任</p> <p>6月末まで 計算書類等の所轄庁への提出、資産総額登記申請</p>

## イ 会計監査人関係

平成 28 年度	~ 3月	<p>会計監査人候補者からの提案書、見積書の入手</p> <p>会計監査人候補者の選定</p> <p>予備調査の実施</p> <p>予備調査の結果に基づく法人による改善</p>
	<p>~ 6月</p> <p>7月 ~</p>	<p>旧理事会の開催 ・会計監査人の選任に係る評議員会の議題決議</p> <p>評議員会による承認</p> <p>会計監査契約</p> <p>会計監査の開始</p>
平成 29 年度		

## ウ 社会福祉充実計画関係

平成 28 年度	1 2月頃	<p>社会福祉充実残高の算定式確定（厚生労働省）</p> <p>決算見込額に基づき試算</p>
	~ 3月	<p>残高がある場合は社会福祉充実計画の検討・作成</p>
平成 29 年度	~ 5月	<p>公認会計士・税理士等からの意見聴取</p> <p>地域公益事業を行う場合は、地域協議会等からの意見聴取</p>
	~ 6月	<p>定時評議員会での承認</p> <p>所轄庁への承認申請（計算書類等の届出と同時） 残高がない場合も所轄庁への届出が必要</p>
	7月 ~	<p>社会福祉充実計画の実施</p>

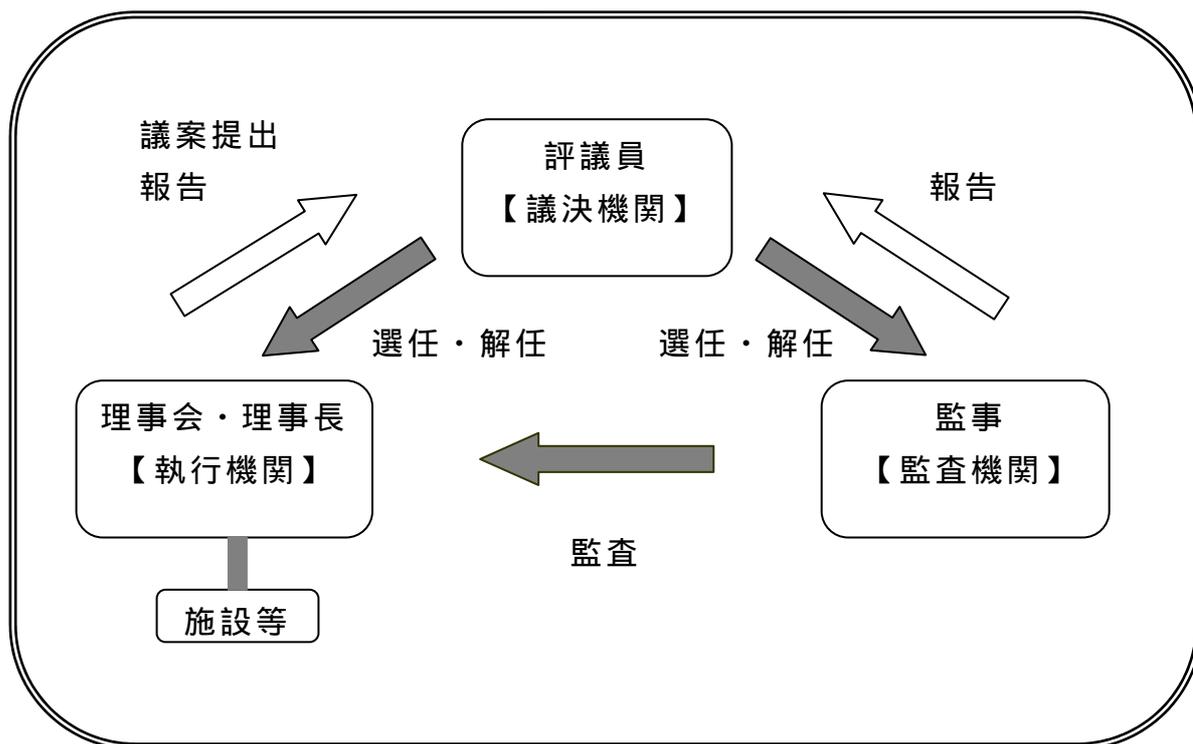
### 第3章 社会福祉法人制度の改革内容

#### 第1節 経営組織のガバナンスの強化

改正法では、評議員会を必置の議決機関として位置づけ、重要事項の決議をさせることにより、理事会への牽制機能を持たせました。

また、理事及び監事の権限や責任の明確化を図っています。

#### 新制度における各機関の役割



#### 1 評議員及び評議員会

社会福祉法人の評議員会については、これまで、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、その設置が求められていましたが、法律上、評議員会の設置は任意であり、また、諮問機関として位置付けられているため、理事等の執行機関に対する牽制機能が十分働かないという課題がありました。

このため、公益法人制度改革を参考に、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担わせることとされました。

## ( 1 ) 評議員の選任及び解任

### ア 評議員の選任及び解任方法

評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることとされています(改正法第31条第1項第5号)が、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。(同条第5項)

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。社会福祉法人定款例では、評議員の選任・解任は評議員選任・解任委員会を設置して行うこととされています。

#### 評議員選任・解任委員会【国 FAQ】

評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である

理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効(法第31条第5項)とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)がなることは可能である。

監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員 1 名を委員とすることが適当である。

理事を委員にすることについては、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第 31 条第 5 項の趣旨を踏まえ、認められない。評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当である。

評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要することが適当である。

-2 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

-3 定款変更認可後に「定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会の理事会」を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を「定款変更手続きのための理事会」と同じ理事会で審議することも可能である。ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならない。

## イ 最初の評議員の選任

評議員については、平成 29 年 4 月 1 日までに、あらかじめ、法第 39 条の規定の例により選任しておかなければなりません（改正法附則第 9 条第 1 項）。

このため、社会福祉法人においては、同日までに、評議員の選任方法を記載した定款の変更を行った上で、当該変更後の定款に基づき評議員を選任しておくことが必要です。

なお、新たに選任した評議員の任期は平成 29 年 4 月 1 日から開始し（同条第 2 項）、旧評議員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日に満了することとなります（同条第 3 項）。

## ( 2 ) 評議員の資格等

社会福祉法人の評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから定款の定めるところにより選任することとされており（改正法第 39 条）、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

### 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者【国 FAQ】

当該法人の職員であった者は評議員となることは可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも 1 年程度経過した者とするのが適当である。

当該法人の経営について理解している地域住民についても、法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

居住地等の地域による制限はない。

ただし、以下の ~ の要件に当てはまる者は、評議員となることはできません。

#### ア 評議員の欠格事由（改正法第 40 条第 1 項）

- ・ 法人（同項第 1 号）
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）
- ・ 法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
- ・ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

#### イ 評議員の兼職禁止（法第 40 条第 2 項）

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

## 評議員の兼業禁止【国 FAQ】

新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない（法第 40 条第 2 項）。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代替りの理事が就任しなければならない。この場合、当該代替りの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる（改正法附則第 14 条）ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。代替りの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

- 21 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。
- 23 会計監査人については、公認会計士法第 24 条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。
- 23-2 改正法第 40 条第 2 項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

## ウ 評議員の特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（改正法第40条第4項及び第5項）。

### 特殊の関係がある者（改正省令第2条の7及び第2条の8）

評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

評議員又は役員に雇用されている者

、 に掲げる者以外の者であって、評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

、 に掲げる者の配偶者

から に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

評議員が役員（ 1 ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（ 1 ）又は職員（当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。） 1 業務を執行する社員を含む。

当該社会福祉法人の役員が役員（ 2 ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（ 2 ）又は職員（評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。） 2 業務を執行する社員を含む。

当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人（支配している他の社会福祉法人という）の役員又は職員

次に掲げる団体（ 3 ）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

3 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

### 評議員の特殊関係者【国 FAQ】

A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは人数に制限なく兼務可能である。

A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは人数に制限なく兼務可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。

A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能である。ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

### ( 3 ) 評議員の員数

- ・ 評議員の数は、理事の員数を超える数とされています（改正法第 40 条第 3 項）。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成 29 年 4 月 1 日より前に設立された法人に限る。）については、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間は 4 人以上とする経過措置がありません（改正法附則第 10 条）。
- ・ この一定の事業規模は、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人（平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない。）とされています。
- ・ また、平成 28 年度中に設立された法人については、サービス活動収益が 4 億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象とされています。

### ( 4 ) 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっています（改正法第 41 条第 1 項）。また、定款で「4 年」を「6 年」まで延長することができます（同項ただし書）。
- ・ ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です。
- ・ なお、現職の評議員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日において満了することとなります（改正法附則第 9 条第 3 項）。

## ( 5 ) 評議員に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有します（改正法第 42 条第 1 項）。
- ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます（改正法第 42 条第 2 項）。

### 所轄庁に請求できる利害関係人【国 FAQ】

<sup>27</sup> 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

## ( 6 ) 評議員会の権限

- ・ 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなりました。
- ・ 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されます（改正法第 45 条の 8 第 2 項）。
- ・ なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しません（同条第 3 項）。

## ( 7 ) 評議員会の運営

改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなりますが、その評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則です。具体的な手続は以下のとおりです。

## ア 評議員会の招集

### 評議員会の招集権者

- ・ 評議員会の招集権限は、原則として理事にあります（改正法第45条の9第3項）。
- ・ なお、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます（改正法第45条の9第4項）。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができます（改正法第45条の9第5項）。

### 招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、評議員会の日時及び場所、議題、議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要です（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条）。

### 招集通知

- ・ 次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要です（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項）。
- ・ 通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要です（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第2項）。
- ・ なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができます（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第183条）。

## イ 評議員会の決議

- ・ 評議員会の決議は、原則として議決に加わることができる評議員の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行います（改正法第45条の9第6項）。評議員会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有

する評議員は議決に加わることはできません（同条第8項）。

- ・ 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません（改正法第45条の9第9項）。

#### 評議員会の決議【国 FAQ】

24 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議案に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

- ・ また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められません。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（改正法第38条、民法第644条）、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要であるからです。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。なお、この議決権の行使に関する規律については、理事会と同様である

#### ウ 評議員会の決議の省略

- ・ 理事が議題について提案をした場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項）。
- ・ この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、主たる事務所に備え置かなければなりません（改正法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第2項）。
- ・ なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があっ

たものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなされます（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第4項）。

## エ 評議員会の議事録

- ・ 評議員会の議事については、議事録を作成しなければなりません。
- ・ 議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません（改正法第45条の11第2項）。また、評議員会の日から5年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければなりません。議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要です（同条第3項）。
- ・ 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができます（同条第4項）。

議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（改正省令第2条の3）により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- ・ 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（改正省令第2条の15第2項）、下記の事項を内容とするものでなければなりません。

### （ア）通常の評議員会の事項（同条第3項）

評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

評議員会の議事の経過の要領及びその結果

決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき  
< 会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき >

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき  
< 会計監査人を辞任し

た又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき >

八 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

二 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

<ホ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき >

<ヘ 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき >

評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(イ) 評議員会の決議の省略の場合の事項 (同条第4項第1号)

評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした者の氏名

評議員会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(ウ) 評議員会への報告の省略の場合の事項 (同条第4項第2号)

評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

評議員会への報告があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 評議員会の議事録【国 FAQ】

- 25 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない。しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

## オ 評議員の権限

評議員個々についても、以下の権限が付与されています。

### 議題の提案権

- ・ 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができます（改正法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条）。
- ・ ただし、この請求は、評議員会の日の前（定款による短縮が可能）までにしなければなりません。
- ・ これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため（法第45条の8第2項）、評議員会の日の一週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要がありますからです。

### 議案の提案権

- ・ 評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができます（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）。
- ・ この場合、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日の前までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員が議案を提案する場合は、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが法の趣旨です。

### 評議員会招集権

- ・ 評議員会の招集権限は、原則として理事にあります（改正法第45条の9第3項）、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます（改正法第45条の9第4項）。
- ・ また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます（改正法第45条の9第5項）。

請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

- ・ この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができます。

## 2 理 事

### ( 1 ) 理事の選任及び解任

- ・ 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任・解任の決議は評議員会で行うこととなりました（改正法第45条の4第1項）。
- ・ なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとされています（改正法第45条の4第1項）。
  - 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

### ( 2 ) 理事の資格等

#### ア 理事の欠格事由

理事の欠格事由は、評議員と同様です（法第45条第1項において準用する改正法第40条第1項）。

#### イ 理事の資格要件

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません（改正法第44条第4項）。

社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）

#### 理事の資格要件【国 FAQ】

35 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

39-4 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

39-6 施設とは、原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人の経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととする。また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

## ウ 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととされています（改正法第 44 条第 6 項）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。

### 理事の親族等特殊関係者（改正省令第 2 条の 10）

当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

当該理事に雇用されている者

、 に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

、 に掲げる者の配偶者

から に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

当該理事が役員（ 1 ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

1 業務を執行する社員を含む。

次に掲げる同一の団体（ 2 ）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

2 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

### ( 3 ) 理事の任期

- ・ 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（改正法第 4 5 条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。
- ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

#### 理事の任期【国 FAQ】

<sup>32</sup> 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第 45 条ただし書）が伸ばすことはできない。理事の任期を「2 年」の確定期間とする定款の規定を設けることは、理事の法定の最長の任期を伸長する可能性があるので適当ではない。

### ( 4 ) 理事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成 2 9 年 4 月 1 日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有しませんが（改正法第 4 5 条の 6 第 1 項）。
- ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができます（改正法第 4 5 条の 6 第 1 項）。

### ( 5 ) 理事の権限等

#### ア 理事長の職務及び権限等

- ・ 理事長は、理事会の決定に基づき（改正法第 4 5 条の 1 3 第 2 項第 1 号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有しませんが（改正法第 4 5 条の 1 6 第 2 項第 1 号）。
- ・ 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、改正法第 4 5 条の 1 3 第 4 項に掲げる事項（委任できない事項）以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行します。

- ・ そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します（改正法第45条の17第1項）。
- ・ なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいいます。
- ・ 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません（改正法第45条の16第3項）。これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためです。したがって、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません（改正法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第2項）。

#### イ 業務執行理事の職務及び権限等

- ・ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事という。）を理事会で選定することができます（改正法第45条の16第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません（改正法第45条の17第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と同様、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません（改正法第45条の16第3項）。また、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。

#### ウ ア及びイ以外の理事の職務及び権限等

- ・ 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（改正法第45条の13第2項第1号）理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなります。

## ( 6 ) 理事の義務等

- ・ 理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されています（改正法第38条、第45条の16第1項並びに第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条及び第85条）。
- ・ また、特別背任罪（改正法第130条の2）及び贈収賄罪（改正法第130条の3）等の罰則が設けられています。

### 3 監 事

#### ( 1 ) 監事の選任及び解任

- ・ 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議によります（改正法第43条第1項、第45条の4第1項）。
- ・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定します（改正法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。

#### ( 2 ) 監事の資格等

##### ア 監事の兼職禁止

監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません（改正法第44条第2項）。

##### イ 監事の資格要件

監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（改正法第44条第5項）。

社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）

財務管理について識見を有する者（同項第2号）

#### 監事の資格要件【国 FAQ】

- <sup>37</sup> 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

##### ウ 監事の特典関係者

監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととされています（改正法第44条第7項）。

### 各役員と特殊の関係がある者（改正省令第2条の11）

当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

当該役員に雇用されている者

、 に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

、 に掲げる者の配偶者

から に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

当該理事が役員（ 1 ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（ 1 ）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

1 業務を執行する社員を含む。

当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

支配している他の社会福祉法人の理事又は職員

次に掲げる団体（ 2 ）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

2 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

### （3）監事の任期

- ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（改正法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。
- ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

### （4）監事に欠員が生じた場合の措置

監事に欠員が生じた場合の措置は、理事と同様です。

## ( 5 ) 監事の職務及び権限等

### ア 監事の権限

- ・ 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます（改正法第45条の18第2項）。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できます（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項）。
- ・ その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができます（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項）。

### イ 理事への報告義務

- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、法令・定款に違反する事実があるとき、著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負います（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条）。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨です。

### ウ 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条）。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨です。

### 監事の理事会出席義務【国 FAQ】

44-3 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

### エ 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければなりません（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条）。

## 4 理事会

### (1) 理事会の権限等

- ・ 改正法により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなります。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はありません。

### ア 理事会の組織

理事会は、全ての理事で組織されます(改正法第45条の13第1項)。

### イ 理事会の職務

#### (ア) 業務執行の決定

理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行います(改正法第45条の13第2項第1号)。

#### (イ) 理事の職務執行の監督

理事会は、理事の職務の執行を監督します(改正法第45条の13第2項第2号)。

#### (ウ) 理事長の選定および解職

理事会は、理事長の選定及び解職を行います(改正法第45条の13第2項第3号及び同条第3項)。

### ウ 理事に委任することができない事項

社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、改正法第45条の第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととされています(同条第4項)。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためです。

## ( 2 ) 理事会の運営

### ア 理事会の招集

#### (ア) 理事会の招集権者

- ・ 理事会の招集権限は、原則として各理事にあります（改正法第 4 5 条の 1 4 第 1 項本文）。ただし、定款の定めまたは理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができます（同項ただし書）。
- ・ この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができます（同条第 2 項）。この請求のあった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができます（同条第 3 項）。

#### (イ) 招集通知

- ・ 理事会を招集する者は、理事会の日の原則として 1 週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなればなりません（改正法第 4 5 条の 1 4 第 9 項で準用する一般法人法第 9 4 条 1 項）。
- ・ 通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。
- ・ なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができます（改正法第 4 5 条の 1 4 第 9 項で準用する一般法人法第 9 4 条 2 項）。

### イ 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行います（改正法第 4 5 条の 1 4 第 4 項）。理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができません（同条第 5 項）。

- ・ また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（改正法第38条、民法第644条）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからです。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。

**ウ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略（改正法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）。**

- ・ 理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。ただし、このような場合は理事会の決議があったものとみなす旨の定款の定めが必要となります。
- ・ これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためです。
- ・ なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからです。
- ・ 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができます（改正法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条）。ただし、改正法第46条の17第9項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができません（改正法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条2項）。

## エ 理事会の議事録等

- ・ 理事会の議事については、議事録を作成しなければなりません。
- ・ 議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長）及び監事が署名又は記名押印しなければなりません。（改正法第45条の14第6項）。
- ・ 議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならない（同条第7項。改正省令第2条の18）。
- ・ 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されます（同条第8項）。
- ・ 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録（以下、議事録と併せて「議事録等」という）も同様です（改正法第45条の15第1項）。
- ・ 評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を追及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができます（同条第2項、第3項）。
  - 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（改正省令第2条の3）により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- ・ 裁判所は、債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができません（同条第4項）。
- ・ 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（改正省令第2条の17第2項）、下記の事項を内容とするものでなければなりません。

### （ア）通常の理事会の事項（同条第3項）

理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、

監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨  
イ 理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの

ハ 監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 監事が招集したもの

理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、 の記載は不要。

理事会の議事の経過の要領及びその結果

決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ハ 理事会で述べられた監事の意見

定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名

理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

理事会の議長が存するときは、議長の氏名

#### (イ) 理事会の決議の省略の場合の事項 (同条第4項第1号)

理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があつたものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

#### (ウ) 理事会への報告の省略の場合の事項 (同条第4項第2号)

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

### ( 3 ) 内部管理体制の整備

ア 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなります（改正法第45条の13第4項第5号及び第5項）。なお、一定の事業規模を超える法人は、会計監査人設置義務対象法人と同様であり、前年度の決算における収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人です（改正政令第13条の3）。

イ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか以下の内容です（改正省令第2条の16）。

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 法人における作業については、以下のとおりとなります。

内部管理体制の現状把握

・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

内部管理体制の課題認識

- ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定  
内部管理体制の基本方針の策定
- ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定  
基本方針に基づく内部管理体制の整備
- ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

## 5 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適正性について保証を与えるものです。

これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけでなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものです。

### （１）会計監査人の選任及び解任

#### ア 会計監査人の選任

- ・ 会計監査人は、評議員会の決議によって選任します（改正法第４３条第１項）。
- ・ 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定します（改正法第４３条第３項において準用する一般法人法第７３条第１項）。

#### イ 会計監査人の解任

- ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができます（改正法第４５条の４第２項）。
  - 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定します（改正法第４３条第３項において準用する一般法人法第７３条第１項）。
- ・ 監事は、上記 から のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができます（改正法第４５条の５第１項）。

この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければなりません（改正法第４５条の５第３項）。

## ( 2 ) 会計監査人の資格

- ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（改正法第45条の2第1項）。
- ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません（同条第3項）。  
具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。

## ( 3 ) 会計監査人の任期

- ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（改正法第45条の3第1項）。
- ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。

## ( 4 ) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

- ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません（改正法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、(2)の会計監査人と同様です（改正法第45条の6第4項）。
- ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要です。

## ( 5 ) 会計監査人の職務及び権限等

- ・ 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負います（改正法第45条の19第1項及び第2項）。
- ・ 会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができます（同条第3項）。

- ・ また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます（同条第4項）。
- ・ 会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することができません（同条5項）。

## （6）会計監査人の設置義務について

### ア 会計監査人設置義務対象法人の基準

- ・ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人です（改正政令第13条の3）。
- ・ なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要になります。

### イ 会計監査人の選任等の流れについて

- ・ 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成29年度）の前年度（例：平成28年度）から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成28年度）における収益・負債を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- ・ 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成28年度の会計監査人の選任については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とされています。
- ・ その際、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定することになります。  
     価格のみで選定することは適当ではありません。
- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できます。

## ウ 監査証明範囲の設定について

- ・ 今般の会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目となっています。具体的には以下の通りです。

法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）（改正省令第2条の30第1項第2号）

に対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目（改正省令第2条の30第1項第2号）

法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目（改正省令第2条の22）

- ・ その際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなりますが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意する必要があります。

## エ 監事が会計監査人に求める監査に関する報告について

- ・ 監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっています（改正法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項）。そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務があります。

### （7）会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用

会計監査人を設置しない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望まれます。

## 6 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

### (1) 評議員の報酬

- ・ 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければなりません（改正法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなります。

### (2) 理事の報酬

- ・ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります（改正法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条）。

### (3) 監事の報酬

- ・ 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります（改正法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）。
- ・ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなります（同条2項）。
- ・ また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができます（同条3項）。
- ・ 無報酬の場合には、その旨定めることとなります。

### (4) 会計監査人の報酬

- ・ 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければなりません（改正法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条）。

## 7 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

### (1) 社会福祉法人に対する損害賠償責任

#### ア 損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負います（改正法第45条の20第1項）。
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（改正法第38条）任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（改正法第45条の16第1項）も含まれる。）となります。
- ・ なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられます。

#### イ 損害賠償責任の免除

##### (ア) 総評議員の同意による免除

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができません（改正法第45条の20第4項で準用する一般法人法112条）。  
「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のことです。

##### (イ) 評議員会の特別決議による一部免除

- ・ 法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額(ウ)において「最低責任限度額」という。)を超える部分については、評議員会の決議により免除することができます（改正法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項）。

理事長 6

業務執行理事 4

## 理事、監事、会計監査人 2

- ・ これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためです。
- ・ 理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければなりません（改正法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条3項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていません。これは、評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからです。

### (ウ) 理事会の決議による一部免除

- ・ 社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます（改正法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）。
- ・ この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要します（同条2項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、(イ)同様、一部免除に関する定款の定めは認められていません。

### (2) 第三者に対する損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法第709条）責任以外の責任は負わないと考えられます。
- ・ しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な

過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととされています（改正法第45条の2第1項）。

- ・ なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられますが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第644条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定が設けられているところです。

## 第2節 事業運営の透明性の向上

改正社会福祉法では、情報公開の対象範囲の拡大とルールの明確化が図られています。これまで公開していた事業報告書や決算書類のほか、定款や現状報告書が加えられました。

また、閲覧を請求できる者を利用者等に限定せず、誰でも請求できるように改められました。法人は正当な理由がない限り、これを拒むことはできません。

### 1 定款の備え置き及び閲覧

- ・ 定款は法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置きしなければなりません。(改正法第34条の2第1項)
- ・ 評議員及び法人の債権者は、定款の閲覧や謄本又は抄本を請求することができます。(同条2項)
- ・ また、それ以外の者から閲覧の請求があった場合も、正当な理由なく拒否することはできません。(同条第3項)
- ・ なお、社会福祉法人は、定款の認可を受けたとき、もしくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったときは、定款の内容を公表しなければなりません。(改正法第59条の2第1項第1号)

### 2 会計帳簿

#### (1) 会計帳簿の作成及び保存

- ・ 社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければなりません(改正法第45条の24第1項)。会計帳簿は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その閉鎖の時から10年間保存しなければなりません(同条第2項)。

#### (2) 会計帳簿の閲覧等の請求

社会福祉法人の評議員は、計算書類の承認等を行う評議員会の構成員として、社会福祉法人の経理の状況を会計帳簿等から正確に知る必要があります。このため、評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができます(改正法第45条の25)。

会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（改正省令第2条の3）により表示したものの閲覧又は謄写の請求

### 3 計算書類等及び財産目録

#### （1）計算書類等及び財産目録の作成及び保存

- ・ 改正法第45条の27第2項及び法第45条の34第1項において、社会福祉法人が各会計年度において作成すべき書類として、計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告、～の附属明細書）、財産目録等（財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業の概要その他省令で定める事項を記した書類）が規定されています。
- ・ 「貸借対照表」及び「収支計算書」並びに「その附属明細書」は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その作成後10年間保存しなければなりません。

#### （2）計算書類等及び財産目録の監査等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録は、監事の監査を受けなければなりません（改正法第45条の28第1項、改正省令第2条の40第2項）。
- ・ さらに、会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けなければなりません（改正法第45条の28第2項、改正省令第2条の40第2項）。この場合、監事は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について報告することをもって、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対する監査報告に代えるものとされています（改正省令第2条の31、第2条の40第2項）。
- ・ 監事及び会計監査人の監査を受けた計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けなければなりません（改正法第45条の28第3項、改正省令第2条の40第2項）。

### ( 3 ) 計算書類等及び財産目録の定時評議員会への提出等

- ・ 理事は、監事の監査（会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査も含む。）を受け、さらに理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに財産目録を定時評議員会に提出しなければなりません。
- ・ 定時評議員会に提出された計算書類及び財産目録は、定時評議員会の承認を受けなければなりません（改正法第45条の30第2項、改正省令第2条の40第1項）。事業報告については、評議員会への報告で足りることとされています（改正法第45条の30第3項）。

### ( 4 ) 会計監査人設置社会福祉法人の特則

- ・ 会計監査人を置く社会福祉法人においては、一定の要件を満たす場合には、上記（3）にかかわらず、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けることを要せず、定時評議員会においてその内容を報告することで足りることとされています（改正法第45条の31、改正省令第2条の40第1項）。
- ・ 一定の要件は、以下の要件を満たしていることです（改正省令第2条の39）。

計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること

会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと

特定監事（ 1 ）が特定理事（ 2 ）及び会計監査人に対して監査報告の内容を通知すべき日までに通知せず、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなされた計算書類でないこと。

- 1 会計監査報告の内容の通知を受ける監事として定められた監事。  
当該通知を受ける監事を定めていない場合は、全ての監事。
- 2 会計監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事。  
当該通知を受ける理事を定めていない場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事。

## (5) 計算書類等及び財産目録の備置き及び閲覧等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(会計監査報告を含む。)を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならない(改正法第45条の32第1項)。
- ・ また、従たる事務所においても、その写しを3年間備え置かなければなりません(同条第2項) 当該法人が計算書類を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要です(同項ただし書)。
- ・ 財産目録を毎会計年度終了後3月以内に5年間主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所においても、その写しを3年間備え置かなければなりません(改正法第45条の34第1項)。なお、当該法人が財産目録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要です(同条第5項)。役員等名簿、報酬等支給基準、事業の概要等も同様です(改正法第45条の34第1項第2号から第3号まで)。

## 4 所轄庁への届出

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を所轄庁に届け出なければなりません。(改正法第59条)

貸借対照表	収支計算書	事業報告
～ の附属明細	監査報告	
財産目録	役員名簿	
報酬等の支給基準を記した書類		現況報告書

## 5 公表

社会福祉法人は、次の区分に応じ、インターネットの利用により、遅滞なく、次の事項を公表しなければなりません(改正法第59条の2第1項、改正省令第10条)

定款の認可を受けたとき、もしくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったときは、定款の内容

役員(理事、監事)及び評議員に対する報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けたときは、承認を受けた報酬等の支給基準

所轄庁への届出をしたときは、次の書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く）

- ・ 貸借対照表
- ・ 収支計算書
- ・ 理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- ・ 現況報告書（社会福祉充実残高の算定の根拠、事業計画を除く）

### 第3節 財務規律の強化

#### 1 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準の作成、公表

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととされています（改正法第45条の35第1項）。

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（改正法第45条の35第2項）、公表しなければなりません（改正法第59条の2第1項第2号）。

- ・ 具体的には、以下 から までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を役員等報酬基準で定めます（改正省令第2条の42）。
- ・ なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなります。

役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めます。

報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定する必要があります。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容されます（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出する必要があります。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められません。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されます。

#### 支給の方法

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいいます。

#### 支給の形態

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくとも差し支えありません。

## 2 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表する必要があります。

## 3 役員等への特別な利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める法人の関係者に対し特別な利益を与えてはなりません（改正法第 27 条）

#### 政令で定める社会福祉法人の関係者

（改正政令第 13 条の 2、改正省令第 1 条の 3）

- (1) 社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- (2) (1)の配偶者又は三親等内の親族
- (3) (1)及び(2)と事実上婚姻関係にある者
- (4) (1)から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (5) 社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で次のとおり定めるもの

当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人

当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者

参考までに、税法上では一般社団・財団法人の行う非営利事業が非課税とされるためには、特別の利益供与の禁止が要件となっており、特別な利益の供与として次のような例が示されています。

法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。

法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。

法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。

法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。

法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。

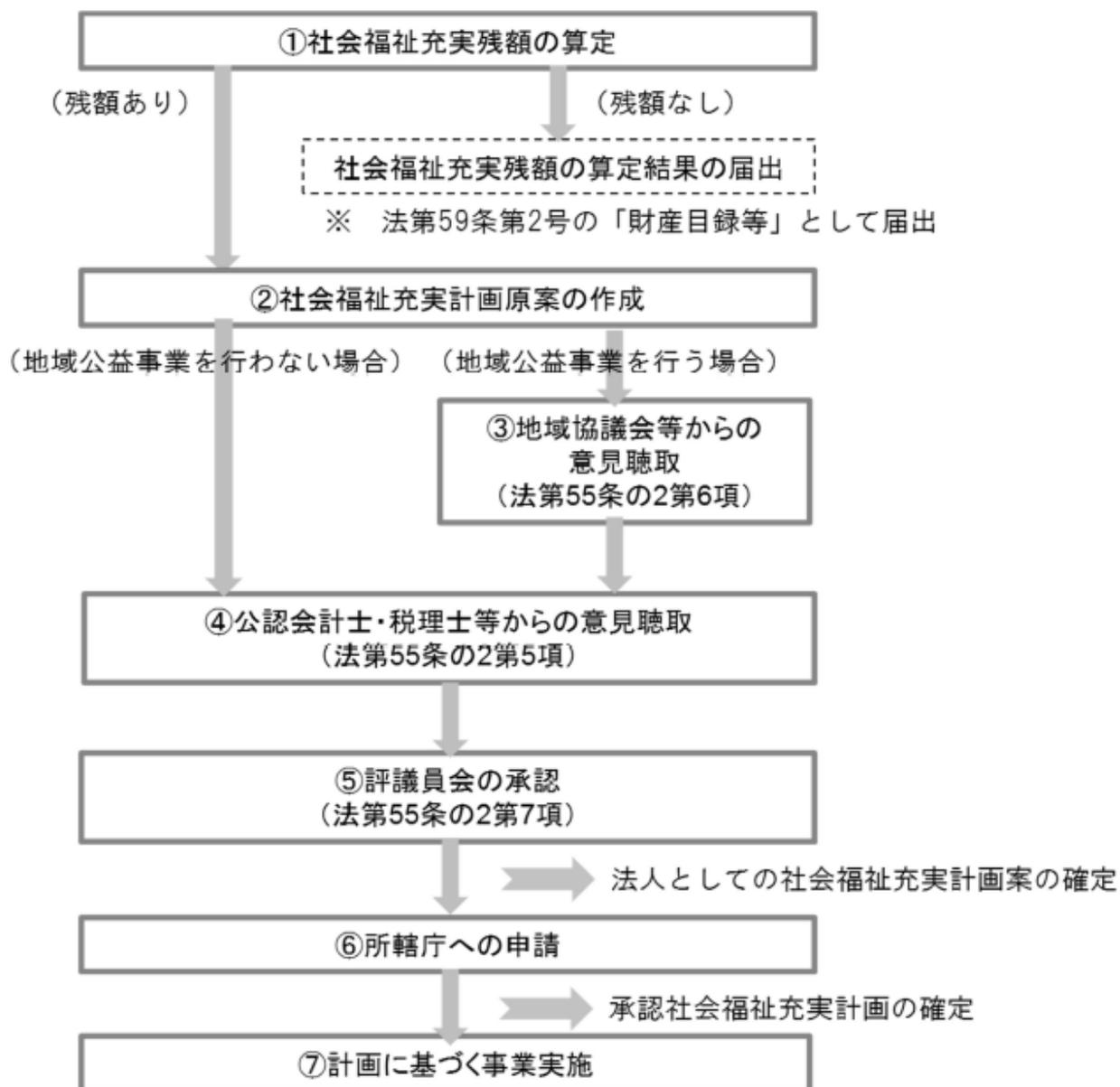
法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること

#### 4 社会福祉充実残高の明確化

- ・ これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難でした。
- ・ このため、改正法においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額(以下「控除対象財産」という。)を上回るかどうかを算定しなければならないこととされました。
- ・ さらに、これを上回る財産額(以下「社会福祉充実残額」という。)がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」という。)を実施しなければなりません。
- ・ これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものです。

## ( 1 ) 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定します。



## ( 2 ) 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定

### ア 控除対象財産の基本的な考え方

控除対象財産は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要な自己資金、運転資金に限定し、これらを「控除対象財産」とします。

## イ 社会福祉充実残額の算定式

- ・ 社会福祉充実残額は、次の計算式により算定します。
- ・ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、平成28年度中に構築する予定の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートが組み込まれる予定です。
- ・ 計算に使用する各種係数については、厚生労働省が別途行う調査研究事業の結果を踏まえて、12月頃に最終決定される予定です。

(計算式)

社会福祉充実残額 = 「活用可能な財産」 - ( 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 + 「再取得に必要な財産」 + 「必要な運転資金」 )

活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額 円 - 対応基本金 円 - 国庫補助金等特別積立金 円 - 対応負債 円

「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額 円 × 建設単価等上昇率 . ) × 一般的な自己資金比率 %

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額 円 × 一般的な大規模修繕費用割合 % ) - 過去の大規模修繕に係る実績額 円

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産 (において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額 円

「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分 円

- ・ 上記の計算の結果、最終的に1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てます。
- ・ このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、所要の手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福

祉充実事業を行うことが必要になります。

- ・ ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回る事が明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができます。

## 5 社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画策定の義務づけ

### (1) 社会福祉充実計画原案の策定

#### ア 社会福祉充実計画に記載すべき内容

(改正法第55条の2第1項及び改正省令第6条の15関係)

- ・ 社会福祉充実計画は、計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものです。
- ・ また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりです。

既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容

事業区域

社会福祉充実事業の事業費

社会福祉充実残額

計画の実施期間

法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報

社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

資金計画

公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日

地域協議会等の意見の反映状況

(地域公益事業を実施する場合に限る。)

計画の実施期間が5か年度を超える理由等

#### イ 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

(改正法第55条の2第4項及び改正省令第6条の16関係)

- ・ 社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載します。

社会福祉事業及び法第2条第4項に規定する事業に該当する公益事業

地域公益事業

公益事業のうち、及び に掲げる事業以外のもの

- ・ なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、 から までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならない、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要になります。

## ウ 地域公益事業について（改正法第55条の2第6項関係）

- ・ 地域公益事業については、改正法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、改正法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものです。

## エ 社会福祉充実計画の実施期間

- ・ 社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充实事業を実施するための内容とします。
- ・ ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができます。

社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合

5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の使途につき、明確な事業計画が定まっている場合

- ・ また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができます。
- ・ なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効します。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があります。

## オ 社会福祉充实事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

- ・ 社会福祉充実残額については、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則としますが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必

ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の2分の1以内を社会福祉充実に充てることを内容とする計画を策定することができます。

**(2) 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士等への意見聴取  
(改正法第55条の2第5項及び改正省令第6条の17関係)**

- ・ 社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行います。
  - 社会福祉充実残額の算定関係
  - ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
  - イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算
  - ウ 再取得に必要な財産の再計算
  - エ 必要な運転資金の再計算
  - オ 社会福祉充実残額の再計算
  - 法人が行う社会福祉充实事業関係
  - カ 事業費の再計算
- ・ また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する監事であっても差し支えありません。
- ・ なお、意見聴取の結果については、公認会計士又は税理士等から確認書を提出させます。
- ・ また、当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降を基本とします。

**(3) 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取  
(改正法第55条の2第6項関係)**

- ・ 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければなりません。
- ・ したがって、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を

行う必要があります。

地域の福祉課題

地域に求められる福祉サービスの内容

自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見

関係機関との連携

**( 4 ) 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認  
( 改正法第 5 5 条の 2 第 7 項関係 )**

- ・ 必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定します。
- ・ なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要です。

**( 5 ) 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請 ( 改正法第 5 5 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 9 項並びに改正省令規則第 6 条の 1 3 関係 )**

- ・ 評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の 6 月 3 0 日までに所轄庁に対して申請を行う必要があります。

**( 6 ) 社会福祉充実計画に基づく事業実施  
( 改正法第 5 5 条の 2 第 1 1 項関係 )**

- ・ 所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければなりません。
- ・ なお、社会福祉充实事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とします。
- ・ また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、当該計画の変更又は終了手続を行います。

**( 7 ) 社会福祉充実計画の変更 ( 改正法第 5 5 条の 3 及び改正省令第 6 条の 1 8 から第 6 条の 2 0 まで関係 )**

- ・ 社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、所轄庁に対して変更承認の申請を行う必用があります
- ・ 社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続きは、当初計画

策定の際に行った手続きを改めて行う必要があるので留意してください。

- ・ また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、所轄庁に届出を行います。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に当たって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合です。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規事業を追加する場合</li> <li>○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象者の追加・変更</li> <li>イ 支援内容の追加・変更</li> </ul> </li> <li>○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合</li> <li>○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合</li> </ul>
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合</li> </ul>
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施年度の変更を行う場合</li> <li>○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合</li> </ul>
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合</li> </ul>

- ・ なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められません。
- ・ また、社会福祉充実残額の増減等により、計画上の事業費と、実際上の事業費に大幅な乖離が生じた場合には、社会福祉充実計画の変更を行う必要があります。

## ( 8 ) 社会福祉充実計画の終了

( 改正法第 5 5 条の 4 及び改正省令第 6 条の 2 1 関係 )

- ・ 社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画

に従って事業を行うことが困難である場合には、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができます。

- ・ ここでいう「やむを得ない事由」とは、次の場合が想定されます。  
社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合  
地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
- ・ なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定します。

## ( 9 ) 公表・保存

### ア 社会福祉充実計画の公表

- ・ 次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表します。  
社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合  
社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

### イ 社会福祉充実事業に係る実績の公表

- ・ 社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めてください。

### ウ 社会福祉充実計画の保存

- ・ 社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存してください。

## 第4節 地域における公益的な取組を実施する責務

- ・ 改正法では、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として規定しました。(改正法第24条第2項)
- ・ 多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置などの公益的な助成が行われています。「地域における公益的な取組」は、高い公益性を有する社会福祉法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくものです。
- ・ なお、地域における公益的な取組の実施に当たっては、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取り扱いに則り、本来業務である社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。

### (1) 地域における公益的な取組の要件

- ・ 「地域社会における公益的な取組」は、以下の ~ の全ての要件を満たす必要があります。

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であり、社会福祉とは関連のない事業は該当しません。したがって、「地域における公益的な取組」は社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

#### 【該当性を判断する参考(国通知)】

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当核法人の施設・事業の入所者・利用者との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること

福祉サービスを受ける者としては、心身の状況や家庭環境等のほか、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

**【該当性を判断する参考（国通知）】**

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

無料又は低額な料金で提供されること

直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象として公的な費用負担（委託事業又は補助事業による事業費全額の公費負担）がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえないので該当しません。

**【該当性を判断する参考（国通知）】**

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

## ( 2 ) 「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の関係

- ・ 「地域における公益的な取組（改正法第 2 4 条第 2 項）」は、全ての法人の責務として規定されたものであり、継続的に行われない取組も含まれます。
- ・ 一方、「地域公益事業（改正法第 5 5 条の 2）」は、社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定されているものであり、社会福祉法第 2 6 条に規定する公益事業に含まれるものです。

## ( 3 ) 定款上の取扱い

- ・ 「地域における公益的な取組」のうち、断続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としません。
- ・ なお、「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」とされています。

## 第5節 行政の関与の在り方

### 1 指導監督機能の強化

#### (1) 立ち入り検査等に関する規定の整備（一部新規）

- ・ 改正法では、社会福祉法人の不適切な運営に対する実効性のある是正措置を講ずるため、立ち入り検査等に関する規定を整備しました。
- ・ 所轄庁は、社会福祉法の施行に必要な限度において、次のような権限を与えられています。（改正法第56条第1項）

法人の業務もしくは財産の状況について報告を求めること

事務所その他の施設に立ち入り、業務・財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件の検査をすること

- ・ ただし、立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません。（同条第3項）

#### (2) 勧告・公表に関する規定の整備（新設）

- ・ 改正法では、新たな制度として勧告と公表の規定が追加されました。
- ・ 社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反したり、運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は期限を定めて改善を勧告することができます。（改正法第56条第4項）
- ・ また、改善勧告をしても社会福祉法人が期限内に従わなかったときは、所轄庁はその旨を公表することができます。（同条第5項）

#### (3) 措置命令・業務停止命令・役員解職勧告・解散命令（従来どおり）

- ・ 上記の勧告に対し、その社会福祉法人が正当な理由なく改善勧告に従わなかったときは、所轄庁は期限を定めて改善勧告に係る措置を取るよう命じることができます。（同条第6項）
- ・ また、この命令に従わなかった場合は、所轄庁は期限を定めて業務の停止（全部又は一部）を命じ、又は役員解職を勧告することができます。（同条第7項）

- ・ さらに、所轄庁は社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反した場合で、他の方法により監督の目的が達成されないとき、又は正当な事由なく1年以上その目的とする事業を行わないときは、解散を命じることができます。(同条第8号)

#### (4) 公益事業・収益事業の停止(従来どおり)

- ・ 所轄庁は、公益事業や収益事業を社会福祉法人が実施しているときに、次のような問題が生じている場合には、その事業の停止を命じることができます。(改正法第57条)

定款で定められた以外の事業を行っている。

収益事業から発生した収益を社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用している。

公益事業や収益事業を実施していることによって、その法人の社会福祉事業に支障が生じている。

#### (5) 所轄庁の知事への協力依頼(新規)

- ・ 所轄庁は、前述の事務を行うために必要な場合は、関係する都道府県知事等に対して、情報や資料の提供、その他必要な協力を求めることができます。(改正法第57条の2第2項)

#### (6) 知事等の所轄庁に対する意見等(新規)

- ・ 社会福祉法人の所轄庁でない場合であっても、その社会福祉法人の事務所や事業所、施設等の所在地の都道府県知事や市町村長は、その法人が適切な措置を取ることが必要であると認めるときに、その法人の所轄庁に対して、その旨の意見を述べるすることができます。(改正法第57条の2第1項)

## 2 国所轄法人の都道府県への移管等

- ・ 社会福祉法人の所轄庁は次のとおりとなります。(改正法第30条)

.....  
原則は、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事

主たる事務所のある市の区域内のみで事業を行っているものは市長

主たる事務所が指定都市の区域内にある法人で、その行う事業が一の都道府県内において2以上の市町村の区域に及ぶもの及び地区社会福祉協議会は指定都市の長

.....  
行っている事業が2以上の都道府県の区域にわたるものであって全国的に事業を行うことを目的とするものその他省令で定めるものは厚生労働大臣  
.....

- ・ 今回の主な変更は、指定都市に主たる事務所を設置している場合の所轄庁の定めと、一部の国所轄社会福祉法人の都道府県知事への移管です。
- ・ なお、国が所轄している社会福祉法人のうち、2以上の地方厚生局の区域で事業を行う法人で、省令で定めるものは厚生労働省(本省)が所轄庁となるとされています。

## 3 国、都道府県の支援

- ・ 厚生労働省大臣は都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関して、必要な助言、情報の提供などの支援を行うよう努めなければならないとされています。(改正法第59条の3)

.....  
社会保障審議会福祉部会報告書では、平成25年度に社会福祉法人の指導監督権限が都道府県から市に移譲され、市の職員に、法人の指導監督に必要な会計や福祉に関する専門的な知識が求められていることから、次のように求めています。

都道府県は広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援する必要がある。

国は、指導監督が法定受託事務であることに鑑み、所轄庁全体の指導監督について、指導監督に係る基準の明確化等を徹底する必要がある。

.....

## 第4章 参 考

参考となる資料は、インターネット上で次のとおり提供されています。

### (1) 厚生労働省ホームページ

#### ア 社会福祉法人制度改革について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について  
( <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html> )

#### 社会福祉法人制度改革の概要

社会福祉法人制度改革について

#### 関係法令等

##### 平成28年11月11日発出通知

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）
- ・【参考1】社会福祉法人定款例（平成28年6月20日付け事務連絡案からの変更点）
- ・【参考2】社会福祉法人定款例（Wordファイル）
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査要領）
- ・「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

##### 平成28年11月11日発出事務連絡

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について
- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について
- ・社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について

## 会議資料

### 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成 28 年 11 月 28 日）

- ・全体版
- ・表紙・目次
- ・（資料 1）社会福祉法人制度改革について
- ・（資料 2）社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について
- ・（資料 3）社会福祉法人制度改革に伴う定款変更及び法人運営の見直し等について
- ・（資料 4）評議員確保支援の取り組みについて
- ・（資料 5）「社会福祉充実財産」の有効活用について
- ・（資料 6）「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に参考となる賃金水準について
- ・（資料 7）「地域における公益的な取組」について
- ・（資料 8）生活困窮者への支援における社会福祉法人の取組例
- ・（資料 9）改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査について
- ・（資料 10）社会福祉法人に対する指導監督の見直し
- ・（資料 11）社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について
- ・（参考資料 1）社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について
- ・（参考資料 2）社会福祉法人制度の概要と評議員の役割  
社会福祉法人全国社会福祉協議会作成
- ・（参考資料 3）会計監査人に関するパンフレット 日本公認会計士協会作成

## 参考資料

- ・社会福祉法三段表（社会福祉法人関係部分）

## イ 社会保障審議会福祉部会報告

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2015 年 2 月

「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」

( <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000074114.html> )

- ・「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」

## ( 2 ) WAMNET ( 独立行政法人福祉医療機構 )

### 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板

トップ > 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板

( <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/> )

#### ア 説明会資料

##### 試行運用前説明会

- ・ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の試行運用について
- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明補助資料
- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書  
( 試行運用前説明会版 )

##### 説明会の動画

#### イ 操作マニュアル等

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書 ( 社会福祉法人用 )
- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書 ( 所轄庁用 )
- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書 ( 都道府県用 )